



2009年10月23日

お客さま向け資料

金融取引税 (IOF税) の再導入と、それに対する弊社の対応につきまして

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

2009年10月19日、ブラジルにおいて株式市場の引け後に、金融取引税 (IOF税) の導入が発表されました。この結果、2009年10月20日より海外投資家による債券投資及び株式投資に関し、一律2%の金融取引税 (IOF税) が課税されることになりました。

弊社といたしましては、今回の金融取引税 (IOF税) の課税に伴い、受益者のみなさまへの影響を軽減するために、以下の対応策を講じる予定です。

1. 新規買い付けに伴う金融取引税 (IOF税) 課税につきまして

今回の改正により、金融取引税 (IOF税) は、①取引所取引での株式およびデリバティブの購入代金 (公募・有償増資による払込代金を含む) の送金に係る為替取引および、②債券・確定収益デリバティブを含む上記以外の投資商品の購入代金の送金に係る為替取引、が課税対象取引となりました。

新規のレアル建て株式の買い付けの際に生じる2%の金融取引税を回避するため、弊社では当面の対応策としてブラジル企業が発行するADR (米国預託証券、主にニューヨーク株式市場に上場) への投資を増やすことを検討中です。

「BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド」の2009年10月20日現在のADRへの投資比率は、6.4%と低位に留まっております。

尚、2009年10月20日現在、ブラジル企業の68社が96銘柄 (普通株と優先株を含む) のADRをニューヨーク証券取引所に上場しており、銘柄数や流動性の観点からも投資にあたって当面は支障はないものと考えております。

2. 銘柄入れ替えに伴う金融取引税 (IOF税) 課税につきまして

今後は、「BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド」、「BNPパリバ・ブラジル債券マザーファンド」におけるレアル建て銘柄を入れ替える際にも、新規買い付け時と同様に、2%の金融取引税が課税されることになります。

従いまして、弊社においては、2%の金融取引税の影響を低減させるべく従来の取引方法の見直しを検討してまいります。

弊社といたしましては、金融取引税の導入による短期的な影響にも注意しつつ、今後ともブラジルの成長メリットを享受できる運用に努めてまいりますので、引続き、ご支援賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

BNPパリバ・ブラジル・ファンド(株式型・バランス型)の主なリスクと費用は、次の通りです。

リスクについて

当ファンドはリスク商品であり、投資元本は保証されていません。したがって、換金時に投資元本を下回ることがあります。また、収益や投資利回りなどは未確定の商品です。

■ 価格変動リスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて主にブラジルの株式や債券など値動きのある有価証券に投資します。株式の価格は政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動します。また、公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します(値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります)。組入株式の価格および債券価格が下落した場合、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

■ 信用リスク

株式の価格は、発行企業の信用状況によっても変動する場合があります。経営不安や倒産等の重大な危機に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることがあります。また、公社債の価格も発行体の信用状況により変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利子および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合(債務不履行)、またはできなくなることが予想される場合、公社債の価格は大きく下落します(利子および償還金が支払われないこともあります)。その結果、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

■ 為替変動

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクを伴います。原則として為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面では当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合などは、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。このような状況においては、機動的に組入銘柄を売却できないことがあります。その結果、売却価格が大きく低下し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

■ カントリーリスク

ファンドが主に実質的に投資する、ブラジルの証券市場などの先進国以外の国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。それらの国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが金融・証券市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。これらの社会情勢の変化によって、当ファンドの基準価額が大きく下落する可能性があります。

■ 追加設定・一部解約による資金流出入に伴うリスク

ファンドの追加設定および一部解約による資金の流出入に伴い、基準価額が影響を受ける可能性があります。大量の追加設定もしくは一部解約が行われた場合、株式の売買手数料や市況もしくは取引量の影響等による市場実勢から乖離した価格での株式の組入れおよび売却を行う必要が生じると、当ファンドの基準価額はその影響を受けます。

■ 権利行使の制限

当ファンドは、お申込日がサンパウロ証券取引所の休業日と同一の場合には、原則として追加設定・換金のお申込みはできません。また、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、追加・換金の受付が取り消しまたは中止されることがあります。

費用について【ご投資頂くお客様には以下の費用をご負担いただきます。】

■ 申込時に直接ご負担いただく費用

申込手数料 お申込日の翌営業日の基準価額に対して上限3.15% (税込)

■ 保有期間中に間接的にご負担いただく費用

信託報酬 信託財産の純資産総額に対して年率1.785% (税込)

■ その他の費用

監査報酬、有価証券等の売買にかかる手数料、資産を外国で保管する場合の費用等

※ その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を示すことができません。

当ファンドの手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することが出来ません。

詳しくは、投資信託説明書(目論見書)をご覧ください。

■ 投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

商号	大和証券株式会社
金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号
加入協会	日本証券業協会 社団法人 日本証券投資顧問業協会 社団法人 金融先物取引業協会

■ 設定・運用は

商号	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第378号
加入協会	社団法人 投資信託協会 社団法人 日本証券投資顧問業協会